

## 荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定め、円滑な補助金交付を行うことにより、若年層の荒尾市（以下「市」という。）への移住・定住及び地元就職を促進し、活力ある市を目指すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者並びにこれと同等の法人及び組合等をいう。
- (3) 補助事業 次条第1号アからエまでに掲げる奨学金を返済する事業をいう。
- (4) 補助対象期間 1回目の補助金の交付申請を行う日の属する月（以下「初回交付申請月」という。）の前月から起算して前12か月及び初回交付申請月から起算して24か月の期間をいう。
- (5) 補助事業期間 補助対象期間中に補助事業を実施する期間をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に次のアからエまでのいずれかの奨学金の貸与を受けた者

- ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金
  - イ 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金
  - ウ 熊本県育英資金
  - エ その他市長が認める奨学金
- (2) 補助事業期間中、奨学金の返済を遅滞なく行っている者
- (3) 補助事業の実施承認申請日における年齢が30歳以下である者
- (4) 補助事業期間中、市に住所を有している者
- (5) 次のア又はイのいずれかに該当する者
- ア 平成29年4月1日以降に中小企業者が設置する市内の事業所等に就職し、補助事業期間中、継続して雇用されている者
  - イ 平成29年4月1日以降に市内で起業し、補助事業期間中、継続して起業した事業を行っている者
- (6) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員でない者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業を行う事業を起業していない者又は当該事業を行う事業所等に雇用されていない者
- (8) 市税を滞納していない者
- (9) 国、都道府県又は他の市町村による奨学金の返済に関する補助金等の交付を受けていない者
- (10) 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
- （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

補助事業期間中の奨学金の返済額とする。

- 2 前条第1号アからエまでに掲げる奨学金のうち複数の奨学金の返済を行っている場合は、その総額を補助対象経費とする。
- 3 第10条の規定による交付申請に係る各回ごとの補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、各回の交付申請につき20万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の実施承認申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請予定者」という。）は、補助事業期間の開始前までに、荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 奨学金を貸与している機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し
- (2) 奨学金の全体の返済計画を確認することができる書類の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 就労証明書（様式第1号の2）（第3条第5号アに該当する者に限る。）
- (5) 雇用保険被保険者証の写し（第3条第5号アに該当する者のうち非正規雇用に限る。）
- (6) 登記事項証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等の自らの業を営むことを証する書類（第3条第5号イに該当する者に限る。）
- (7) 市税の滞納がない証明又は非課税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による補助事業の実施承認申請は、一人につき1回を限度とす

る。

(補助事業の実施承認等)

第7条 市長は、補助金交付申請予定者から補助事業の実施承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施承認通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施不承認通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(補助事業実施計画の変更等)

第8条 前条の規定により補助事業の実施承認通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施計画変更・中止承認申請書(様式第4号。以下「計画変更・中止承認申請書」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業期間中の奨学金の返済計画を変更しようとするとき(奨学金の返済額に変更がないものを除く。)
- (2) 補助事業期間中に住所を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業期間中に就労状況等に変更があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施承認申請内容に変更があったとき。

(補助事業実施計画の変更等承認通知)

第9条 市長は、計画変更・中止承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請者に対し、荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施計画変更・中止(承認・不承認)通知書(様式第5号)により、その結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 第7条の規定により補助事業の実施承認通知を受けた者のうち、補助金の交付を申請しようとする者(以下「補助金交付申請者」という。)は、

別表第2に定める各回ごとの交付申請期間内に、荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業期間中の奨学金の返済額を証する書類の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 就労証明書（様式第7号）（第3条第5号アに該当する者に限る。）
- (4) 雇用保険被保険者証の写し（第3条第5号アに該当する者のうち非正規雇用に限る。）
- (5) 登記事項証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等の自らの業を営むことを証する書類（第3条第5号イに該当する者に限る。）
- (6) 市税の滞納がない証明又は非課税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、一人につき3回を限度とする。

（補助金の交付等の決定）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、不適当と認めるときは荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金不交付決定通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた後、速やかに荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書を受け付けた日

から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金交付申請者が提出した書類に虚偽その他不正があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の交付決定通知を受けた者に対し、荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金返還命令書(様式第11号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第4条関係)

申請回数	補助対象経費
1回目	補助対象者が初回交付申請月の前月から起算して前12か月の期間中に返済した奨学金の返済額
2回目	補助対象者が初回交付申請月から起算して12か月の期間中に返済した奨学金の返済額
3回目	補助対象者が2回目の交付申請日の属する月から起算して12か月の期間中に返済した奨学金の返済額

別表第2(第10条関係)

申請回数	交付申請提出期間
1回目	補助事業期間の開始月から起算して12か月後の翌月
2回目	初回交付申請月から起算して12か月後の翌月
3回目	2回目の交付申請月の属する月から起算して12か月後の翌月